

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の

公布について（通知）

計 13 枚（本紙を除く）

Vol. 1391

令和7年6月4日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2260,2164)

FAX : 03-3503-2167

老発 0604 第3号
令和7年6月4日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

本日付けで下記政令等（①～③）が別添のとおり公布され、本年8月1日から施行することとされたところです。

- ① 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第203号）
- ② 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第65号）
- ③ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（令和7年厚生労働省告示第177号）

これらの改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

記

第1 改正の趣旨

1. 高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の見直しについて
介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成9年法律第123号）第51条第1項及び第61条第1項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和6年の国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定す

る老齢基礎年金(満額)(20~60歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。)が80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

2. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しについて

介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費。以下「補足給付」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5、第97条の3及び第172条の2に規定する所得区分に該当する等の要件を満たす、要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が対象とされており、食費及び居住費それぞれについて、基準費用額（食事の提供又は居住に要する平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。）から負担限度額（平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を差し引いた額が支給される。

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和6年の国民年金法第27条に規定する老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第2 改正の内容

1. 高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の見直しについて

高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。（施行令第22条の2の2及び第29条の2の2関係）

2. 補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しについて

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。（施行規則第83条の5、第97条の3及び第172条の2並びに介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）並びに介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第417号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第418号）関係）

第3 施行期日

令和7年8月1日